

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【公表番号】特表2012-508952(P2012-508952A)

【公表日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2011-535969(P2011-535969)

【国際特許分類】

H 01 R 13/58 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/58

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月10日(2012.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記ベアリング配置のベアリングジャーナル(115)又はベアリングシェル(215)は、前記ばねスロット(112, 212)により、対応するベアリングシェル又はベアリングジャーナルから離れる方向に移動可能であることを特徴とする請求項5記載の電気プラグコネクタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記ばねスロットは、前記撓り線ガイドの縦方向(L)に沿って、前記撓り線ガイドのベアリングヘッド(110)から始まって前記撓り線ガイド内へ延びることを特徴とする請求項5記載の電気プラグコネクタ。